

北上市スポーツ少年団規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人北上市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第4条第1号及び公益財団法人北上市スポーツ協会専門委員会設置規程第2条第3号の規定に基づき、専門委員会として設置された北上市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団に登録した北上市内の単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）をもって構成する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 スポーツ少年団は、協会の目的に従い、単位団の普及、育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 スポーツ少年団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 単位団の登録手続き
- (2) 単位団の育成及び活動支援
- (3) 指導者、リーダーの養成及び活用と組織化の推進
- (4) 新規単位団及び母集団の結成促進
- (5) 体力テスト、スポーツ交流会等の開催
- (6) 日本スポーツ少年団、岩手県スポーツ少年団及びその他のスポーツ団体が主催する行事への参加
- (7) 広報及び情報収集活動
- (8) その他スポーツ少年団の目的を達成するために必要な事業

2 スポーツ少年団は、前項の事業に関し決定及び実施する権限を有する。

第3章 会計

(経費の支弁)

第5条 スポーツ少年団の経費は、登録料、補助金、寄附金のほか協会の収入をもって支弁し、定款の定めるところにより会計処理するものとする。

(事業年度)

第6条 スポーツ少年団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 スポーツ少年団の事業計画及び収支予算は、本部長が作成し、常任委員会の決議後、理事会及び評議員会の承認を経て、委員総会に提案し承認を受けなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第8条 前条の規定は、スポーツ少年団の事業報告及び収支決算について準用する。

第4章 加 入

(加入)

第9条 スポーツ少年団、岩手県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団への加入は登録をもって行い、毎年度所定の様式によりこれを更新しなければならない。

第5章 役員及び委員

(役員)

第10条 スポーツ少年団に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名
- (3) 常任委員 10名以上15名以内

(本部長及び副本部長)

第11条 本部長及び副本部長は、委員総会の決議に基づき、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 本部長は、スポーツ少年団を代表し、その業務を執行する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき又は事故あるときは、本部長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理する。

(委員)

第12条 委員は、毎年度スポーツ少年団に登録した各単位団から1名を選出する。

(常任委員)

第13条 常任委員は、前条の規定により選出した委員のほか、次の各号に掲げる団体等から選任された委員の中から、委員総会の決議に基づき本部長が委嘱する。

- (1) 協会の理事
- (2) 和賀地区小学校体育連盟
- (3) 和賀地区中学校体育連盟
- (4) 知識経験者

2 常任委員は、常任委員会を組織し、スポーツ少年団の業務を執行する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(謝金)

第15条 協会の理事を兼ねる本部長を除く役員がスポーツ少年団の会議に出席したときは、謝金を支給する。

2 前項に規定する謝金の額は、公益財団法人北上市スポーツ協会報酬等支給規程に定める別表第1の理事の報酬及び別表第3の車賃の額を準用する。

第6章 会議

(会議)

第16条 スポーツ少年団の会議は、委員総会及び常任委員会とする。

(委員総会の構成)

第17条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成する。

(委員総会の権限)

第18条 委員総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規程及び要綱の改廃
- (4) 本部長、副本部長及び常任委員の選任
- (5) その他本部長が必要と認めた事項

(委員総会の開催)

第19条 委員総会は、定時委員総会を毎年度1回開催するほか、必要により臨時委員総会を開催する。

2 臨時委員総会は、本部長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求されたときに開催する。

3 委員総会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 委員が委員総会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、委任した委員は出席したものとみなす。

(委員総会の招集)

第20条 委員総会は、本部長が招集し、会議の議長となる。

2 本部長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から14日以内

に 臨時委員総会を招集しなければならない。

(委員総会の決議)

第 21 条 委員総会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任委員会の構成)

第 22 条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成する。

(常任委員会の権限)

第 23 条 常任委員会の決議事項は、第 18 条に準ずる。

(常任委員会の開催)

第 24 条 常任委員会は、必要に応じて開催する。

2 常任委員会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 構成員が常任委員会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。

(常任委員会の招集)

第 25 条 常任委員会は、本部長が招集し、会議の議長となる。

(常任委員会の決議)

第 26 条 常任委員会の決議は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 27 条 スポーツ少年団の事務は、協会の事務局において処理する。

第 8 章 規程の改廃

(改廃)

第 28 条 この規程の改廃は、常任委員会の決議後、理事会の承認を経て、委員総会に提案し承認を受けなければならない。

第 9 章 補 則

(委任)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、スポーツ少年団の運営に関し必要な事項は、常任委員会の決議により、本部長が別に定める。

附 則

北上市スポーツ少年団設置規程（平成 8 年 4 月 1 日）は、廃止する。

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。